解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十日

広島県尾道市瀬戸田町名荷一八五七番地一

有限会社名荷テック

代表清算人　髙山　則雅

解散公告

当社は、平成二十八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十日

山口県宇部市厚南北三丁目一番一二号

有限会社八幡産業

清算人　八幡　勉

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十八年九月十四日秋田県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十日

秋田県秋田市山王一丁目一番一号

秋田市土地開発公社

代表清算人　工藤喜根男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年八月二十七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十日

和歌山県日高郡日高川町大字弥谷三一番地

弥谷生産森林組合

清算人　藤本　賢一

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年九月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十日

東京都港区虎ノ門五丁目一二番一号

全国建設厚生年金基金

代表清算人　近藤　晴貞

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠乏により、平成二十八年九月三十日をもって解散をしたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十日

島根県雲南市木次町里方六三三番地一

医療法人健晴会

清算人　長見さゆり

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年九月六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十日

北海道旭川市四条通一四丁目左一号

医療法人社団石崎医院

清算人　大箸　信之

配当公告

岡山県倉敷市美和一丁目四番二〇号

破産者　株式会社サブリス・インターナショナル

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十八年（フ）第一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二一八、九〇五、一四六円

一、配当することのできる金額

金三六、三五七、一三四円

平成二十八年十月二十日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階　破産管財人　弁護士　財津　唯行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩市樽川八条三丁目一一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　見角　利昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

札幌市中央区南一条西三丁目札石ビル五階

清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市阿波一四二一番地、最後の住所茨城県稲敷市寺内六〇〇番地一特別養護老人ホーム宝永館　被相続人　亡　秋本　こう

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

事務所茨城県桜川市西桜川三丁目三六番地

宮ハイツ二号室

相続財産管理人　司法書士　奥村　洋史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市狭山台二丁目一番地、最後の住所埼玉県狭山市狭山台二丁目一番地二―三〇―一〇一　被相続人　亡　松原　忍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

埼玉県所沢市日吉町一四―三　朝日生命所沢ビル八階　弁護士法人アルファ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　保坂　光彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿一丁目三一番地、最後の住所東京都目黒区中央町二丁目三一番一一号　被相続人　亡　鎌田　清仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市相武台二丁目四八三〇番地一、最後の住所神奈川県座間市相武台二丁目一八番一―五〇四号サングレイス相武台

被相続人　亡　鹿又　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

神奈川県相模原市中央区千代田一丁目六番九号共立千代田ビル二階　県相模法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川島　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市桜谷みどり町一丁目四三番地、最後の住所富山市奥田寿町七番一五号

被相続人　亡　満岡　潤悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

事務所富山県富山市西大泉一七番二〇号浜忠第二ビル三B　池田裕彦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　裕彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市千手堂四九七番地の一、最後の住所静岡県磐田市千手堂四九七番地の一

被相続人　亡　鈴木　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十日

静岡県浜松市中区板屋町五二二番地　ＭＹビル四階　佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木右子